

【介護保険】

むすび訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 法人合同会社ほーむが開設するむすび訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する事業所のみ記載する。)
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 むすび訪問看護ステーション
- ② 所在地 杵築市杵築 665 番地 623 シーサイドタウン SEN D201号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(3)看護職員数は常勤2.5名以上とする。

(4)理学療法士は必要人数以上とする。

(5)作業療法士は必要人数以上とする。

(6)事務職員は必要人数以上とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し利用者の状況などにより土日祝日の訪問を行う
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話

【介護保険】

- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 内服管理
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

② 実施地域を越えた地点から、片道3キロメートル以上 200円

③時間外の訪問、指定日以外の予定されていない訪問を希望された場合訪問看護料+2,000 円を徴収する。

3 死後の処置料は、15,000 円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、通常の実業の実施地域は、杵築市、日出町、豊後高田市、国東市、別府市の区域とする。ただし豊後高田市、国東市、別府市については要相談とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(高齢者への不適切な対応防止)

第10条 本事業者は、利用者様などの人権の擁護・虐待の防止などのために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

【介護保険】

(苦情申し立て窓口)

第 1 1 条 苦情もうし立て窓口として下記に定めるものとする。

むすび訪問看護ステーション 担当者 財前俊寛	所在地 大分県杵築市杵築 6 6 5 番地 6 2 3 シーサイドタウン SEN D201 号 電話 0978-97-2273 FAX 0978-97-2223 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
杵築市高齢者福祉課	所在地 大分県杵築市山香町大字野原 1010 番地 2 電話 0977-75-2405 FAX 0977-75-1141 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:00
日出町福祉対策課	所在地 大分県速見郡日出町 2974 番地 1 電話 0977-73-3121 FAX 0977-73-2833 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:00

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 利用者様またはご家族様の希望による予定日以外の訪問につきましてスタッフの勤務・訪問件数などの状況によりお断りさせて頂くことがございますがご了承ください。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人合同会社ほーむとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

令和3年8月26日に第8条の訪問地域に別府市を追加する

令和4年1月13日より第4条の職員数について変更・追加する